

届出が必要な場合とは

地区計画が定められている区域で、次の事項に該当する場合は工事着手する３０日前までに届出が必要です。

届出が必要な行為	内 容
土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	土地の区画の変更、切土、盛土、整地等は届出が必要です。 ただし、５００㎡以上で都市計画法第２９条に基づく開発許可が必要な場合、届出は必要ありません。
建 築 物 の 建 築	新築、増築又は改築は届出が必要です。
工 作 物 の 建 設	垣、柵、擁壁等の築造又は改修は届出が必要です。
建 築 物 等 の 用 途 の 変 更	建築物若しくは工作物の用途を変更する場合は届出が必要です。
建築物等の形態 又は意匠の変更	建築物の外観の形や色を変更する場合は届出が必要です。

- ◆ 届出が必要かどうか判断が難しいときには、事前に「中井町 まち整備課」へお問い合わせください。

中井町 まち整備課 都市計画班

電話 0465-81-3901(直通) 内線 143